

議案第 16 号

多可町学校給食センター条例及び多可町学校給食費負担金
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

多可町学校給食センター条例及び多可町学校給食費負担金徴収条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求
める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町学校給食センター条例及び多可町学校給食費負担金徴収条例
の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(多可町学校給食センター条例の一部改正)

第1条 多可町学校給食センター条例(平成17年多可町条例第87号)の一部
を次のように改正する。

第5条中「第6条」を「第11条」に改める。

(多可町学校給食費負担金徴収条例の一部改正)

第2条 多可町学校給食費負担金徴収条例(平成17年多可町条例第88号)の
一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町学校給食センター条例 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正
<p>(経費) 第5条 学校給食法第6条第1項に規定する経費は、町の負担とし、同条第2項に規定する学校給食費は、町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める基準に基づいて決定し、給食を受ける児童生徒の保護者が負担する。</p>	<p>(経費) 第5条 学校給食法第11条第1項に規定する経費は、町の負担とし、同条第2項に規定する学校給食費は、町長が多可町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める基準に基づいて決定し、給食を受ける児童生徒の保護者が負担する。</p>

多可町学校給食費負担金徴収条例 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、多可町学校給食事業の実施に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項の規定に基づく経費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、多可町学校給食事業の実施に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づく経費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>